

以上は最少限度に於ては必要なりと我等は考へるものがある。思ふに世帯各  
党の合同は政略トリンクのよき達成し得る處に非ず。各党が各々其の従  
来の誤謬を大膽卒直に清算し、虚心捨懐握手するに非ざれば断  
りて功を収むるものに非ず。

### 労働農党よりの回答

労働農党は三十三、四、拡大委員会に於てその政略的戦取主義の合同方針を  
決定し、我党の賛同書を故意に避けてたゞの回答をまたらしむ。

### 回答書

一九三〇・四・一八 労働農党合同対策委員会

### 日本大衆党合同特別委員会中

四月十二日附の質問に對し我党常任委員会より合同に關する一切の全責  
任を附随せられたる合同対策委員会は尤の如く申回答致します。  
即ち委員委員会よりの四ヶ條の建議向の回答は各党の合同協議会に於て  
討議すべき性質のものと思はれます。而して合同協議会に於ける討議の結  
果清算すべき点があるならばお互に卒直にそれを書き清算すべきこと  
を主張し、尚本党が合同対策委員会は誠心誠意一切の行爲、感情、理論  
の善悪を捨てて合同の協議に折衝するものなることを断言します。  
これは貴党に於ても一刻も早く合同協議会に参加せられんことを重

(C)

く希望する次第であります。以上、  
其記で四月二十五日、二十四日労働農党の回答を中心として討論した結果(坂本孝三郎  
欠席)

1. 社会民衆党とは今後も単独懇談を續ける。
2. 労働農党提唱の合同協議会には不参加の回答をなすこと。

右の決定を四月二十七日の常任中央執行委員会に報告す。  
此の間全国民衆党は大坂より田万山内両氏上京の上廿六日拡大委員会も開  
いて労働農党の合同方針並に社民党の合同方針は左右の分別主義になり  
との声明書を發して労働農党提唱の合同協議会に不参加を声明す。  
依つて以上の如き情勢の下に起つて我が合同特別委員会も労働農党に拒絶の  
回答書を發す。

一九三〇・四・二六

### 労働農党合同問題対策委員会中

### 日本大衆党合同特別委員会

貴党より發せられたる去る三月廿四日附の合同協議会参加の提唱に對し我等  
は全合同論の立場から各般の事情を考慮し、殊に社民党の参加に對しては  
極力勸説に努めたるも貴党の提唱が多分の政略的意味を有する点大